農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(案)

小谷村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧南小谷村地域

(1) 現況

本村は、村の中央を日本海に北流する姫川が流れ、東は東山から天狗原に連なる稜線を持ち、西は白馬連峰がそびえ、村の面積の86パーセントが森林を占め、耕地はわずか1.6パーセントと少なく、姫川とその支流の中谷川、土谷川に沿って54の集落が点在しており、耕地も急傾斜な山間部に点在しており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく特に冬季間の12月から3月は2メートルを超える積雪に覆われ、冬季間の農作業は困難となることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

しかしながら当地域では比較的農地が集約されており、農家の高齢化も進んでいないため農業への意欲は失われていない。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮による農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行う。

また、地域資源の適切な保全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮され、担い手農家への負担軽減を図り、併せて担い手農家への 農地集積の促進を図る。

2. 旧中土村地域、旧北小谷村地域

(1) 現況

自然条件は旧南小谷地域とほぼ同じであるが、農地が点在し、農家の高齢化も進んでおり、平成26年11月22日に発生した長野県神城断層地震により大きな被害を受け、農業への意欲が失われつつある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号及び3号に掲げる事業を推進し、 高齢化による多面的機能の衰退を防止するため、両地域においては、農業・農村の有 する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行う。

また、地域資源の適切な保全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮され、担い手農家への負担軽減を図り、併せて担い手農家の発掘や農地集積の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に 関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧南小谷村区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に 掲げる事業
2	促進計画の区域 全域	法第3条第3項項第2号に掲げる事業
3	促進計画の区域 全域	法第3条第3項項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を 推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

平成26年11月22日発生の長野県神城断層地震により被害を受けた農地、農業用施設の 復興を加速化させ、農業意欲を低下させないためにも、農地、農業用施設の復興について、号 に掲げる事業の交付金。

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の 促進に関する基本方針(長野県)の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画 (別紙)

- 1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。
- (1)対象農用地の基準
 - 1)対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす 農振農用地区域内の農用地であって、1ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われ る複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地 でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該3の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。(小谷村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

小谷村全域

- イ 対象農用地
- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、 団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜 が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 小谷村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農 用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で 必要な農用地に限る。)

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、小谷村の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて小谷村長が認定する者とする。

次に掲げる農業経営基盤強化に関する小谷村基本構想に定められた者。

- ア 年間農業従事日数が 120 日以上であって、今後、農業経営改善向上に意欲的な経営体 もしくは任意団体。
- イ 経営規模が 50a 以上であり、今後、農業経営規模の拡大が見込めると思われる経営体もしくは任意団体。
- ウ 農業所得が年間80万円以上の経営体もしくは任意団体。

(4) その他必要な事項

- (1) 耕作放棄地の復旧に対する支援
 - ア 耕作放棄地の復旧は、耕作放棄地対策協議会(小谷村営農支援センター)と連携し「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用しつつ推進する。
- (2) 土地改良通年施行について、長野県が事業主体となり、中山間地域総合整備事業により、 平成 31 年度までの計画でほ場整備(白馬乗鞍)、農業用用排水施設整備(伊折・土倉・中谷 西・松沢・大網)、農道整備(池原)を実施し、営農労力の軽減と農作業の効率化を図り、将 来にわたって農業生産活動が維持できるよう整備する。
- (3)農地·水保全管理支払交付金

共同取組活動の実施にあたっては、これまで集落の取り決めにより支出していた共同取組活動費に加え、農地・水保全管理支払交付金の活用を推進する。